公益社団法人 日本舞踊協会

役員の報酬に関する内規

[I] 手当報酬

1. 理事 会員である理事は無給とする。

学識経験者である理事には手当を支給することができる。

2. 監事 会員である監事は無給とする。

学識経験者である監事には手当を支給することができる。

3. 会長並びに副会長

会員の場合は、無給とする。

学識経験者の場合は、手当を支給することができる。

- 4. 学識経験者である会長、副会長並びに理事・監事に手当を支給する場合は、別表による。
- 5. 退職金は、会員、学識経験者ともに支給しない。

(別表)

(イ) 支 給 額 (いずれも年額)

会 長 50万円(税別)

副 会 長 20万円(税別)

理事・監事 10万円(税別)

(ロ) 支給期日 毎年6月と12月に、それぞれ年額の2分の1を支給する。

[Ⅱ] 必要経費

- (1) 理事会及び総会等に出席するための交通費
 - ・3千円とする
- (2) 遠隔地への出張旅費
 - (イ) 交通費 · JR各社の交通機関を利用する場合

会 長 グリーン車

その他 普通車

・その他の会社線を利用する場合

JR各線と同等のクラス

・航空機利用 必要と認められる場合には利用可とする

会 長 ビジネスクラス

その他 エコノミイクラス

- (ロ) 宿泊料・一般的な都市ホテルとする
- (ハ) 手 当 ・ 昼食費等の必要経費は支給する

以上

(参照)

「定款]

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、学識経験者である理事又は監事には、会員総会において定める総額の範囲内において、報酬等を支給することができる。
 - 2 理事及び監事には、その職務を遂行するために要する費用及び旅費等を支給する ことができる。
 - 3 前二項によって支給する報酬等及び旅費等の基準については会員総会の決議によって定める。

「細則」

(役員の報酬等) 一定款第30条に付随一

- 第13条 学識経験者である役員の報酬等の支給の基準は以下の通りとする。
 - (1) 年間に開催される理事会等の会議の開催回数を勘案したものであること
 - (2) この法人内における当該役員の責務の重さを斟酌したものであること
 - (3) 社会通念上、妥当であると認められるものであること
 - 2 役員報酬の総額は200万円を超えないこととし、個別の額及び支給の方法等は 理事会の議決を経て内規に定める。
 - 3 前二項の基準及びこの基準によって定める報酬の総額は、理事会の議決を経、会 員総会の承認を得るものとする。
- 第14条 役員がその職務を遂行するために必要とする費用及び旅費交通費等の支給基準は 以下の通りとする。
 - (1)年間に開催される会議等に出席する場合における交通費及び手当ては、社会通念上、妥当であると認められるものであること
 - (2) 遠隔地への出張等の旅費は、役員としての立場を考慮したものであるものの、 社会通念上、妥当であると認められるものであること
 - 2 第1項の基準は理事会の議決を経、会員総会の承認を得るものとする。
 - 3 第1項の基準に則って支給する旅費等の支給の方法等は理事会の議決を経て内規 に定める。

以上